

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第217号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年8月22日（日） 14時20分ごろ	
発生場所	愛知県一色町筒島南南東方沖 佐久島港太井ノ浦灯標から真方位124° 400m付近 (概位 北緯34°42.7′ 東経137°02.9′)	
事故等調査の経過	平成22年11月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 ヨット エルバ、5トン未満（長さ10.02m） 船舶番号、船舶所有者等 240-23750愛知、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	キール下部前面打撃痕、キールと船底外板との接合部に亀裂及び機関濡損	
事故等の経過	本船は、船長が知人3人を乗せ、筒島南南東方沖を機走によって約5ノットの速力で西進中、平成22年8月22日14時20分ごろキールに大きな衝撃を受けた。 本船は、自力で一色町佐久島漁港西ノ浜地区に着岸したのち、キールが海底に着座した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：潮高 約148cm、潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	本船の深さは、2.10mであった。 船長は、水深が浅い場所を知っていたが、同乗者に見せるために筒島に近いところを通過しようと思い、ショートカットして航行していた。 船長は、GPSプロッターの電源を入れておらず、本船にはレーダーが装備されていなかった。 船長は、キャビンの底板を外してキールの点検を実施したところ、キールを取り付けているフランジのボルトが抜け、その隙間から浸水しているのを発見した。 船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、筒島南南東方沖を西進中、船長が、同乗者に筒島を近くで見せようと思い、同島に接近したため、筒島南南東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、筒島南南東方沖を西進中、船長が、同乗者に筒島を近くで見せようと思い、同島に接近したため、筒島南南東方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	

